

# 相談センターだより

令和5年03月号(第92号)

154-0023 東京都世田谷区若林4丁目14番29号

NPO法人いきいきライフ相談センター

TEL: 090-5203-3501

Eメール: ozawa007a@yahoo.ne.jp

## インボイス制度が始まります

### ■適格請求書(インボイス)とは

売手が買手に対して、正確な適用税率や消費税額等を伝えるものです。

具体的には、現行の「区分記載請求書」に「登録番号」、「適用税率」及び「消費税額等」の記載が追加された書類やデータをいいます。

#### <売手側>

売手である登録事業者は、買手である取引相手(課税事業者)から求められたときは、インボイスを交付しなければなりません(また、交付したインボイスの写しを保存しておく必要があります)。

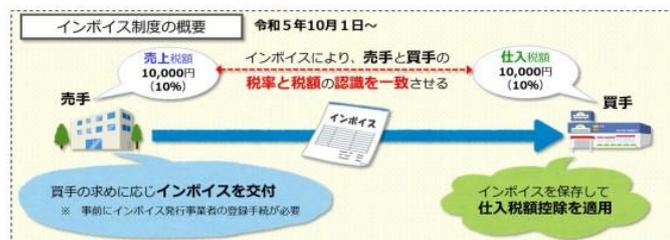
#### <買手側>

買手は仕入税額控除の適用を受けるために、原則として、取引相手(売手)である登録事業者から交付を受けたインボイス(※)の保存等が必要となります。

(※)買手は、自らが作成した仕入明細書等のうち、一定の事項(インボイスに記載が必要な事項)が記載され取引相手の確認を受けたものを保存することで、仕入税額控除の適用を受けることもできます。

### ■適格請求書等保存方式(インボイス制度)の概要

令和5年10月1日以後、区分記載請求書等保存方式における請求書等の保存に代えて、「適格請求書発行事業者」から交付を受けた「適格請求書等」の保存が仕入税額控除の要件となります。適格請求書発行事業者は、取引の相手方である課税事業者から求められた場合、適格請求書等の交付及び写しの保存が義務付けられます。



適格請求書発行事業者の登録を受けようとする事業者(登録を受けることができるのは、課税事業者に限られます。)は、納税地を所轄する税務署長に適格請求書発行事業者の登録申請書(以下「登録申請書」といいます。)を提出する必要があります。

登録申請書は、e-Taxを利用して提出できます。

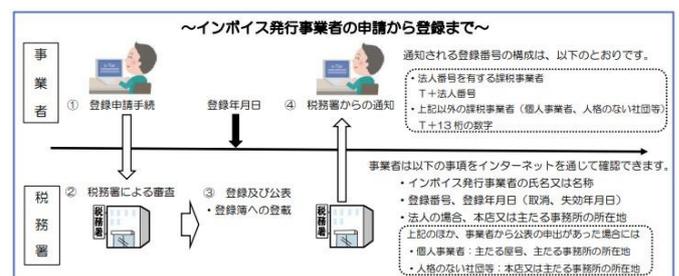
電子データでの登録通知を希望していただくことで、

- ・書面より早期に登録通知書を受領することができる
- ・通知書等一覧内にデータ保管されるため、登録通知書の紛失のおそれがない

などのメリットがあります。なお、登録通知書は、原則として再発行を行いませんので大切に保管してください。

インボイス制度が始まる令和5年10月1日から登録を受けようとする事業者は、原則として、令和5年3月31日までに納税地を所轄する税務署長に登録申請書を提出する必要があります。

なお、免税事業者が登録を受けるためには、原則として、消費税課税事業者選択届出書を提出し、課税事業者となる必要がありますが、適格請求書発行事業者登録簿に登載された日が令和5年10月1日から令和11年9月30日までの日の属する課税期間中である場合は、課税選択届出書を提出しなくても、登録を受けることができます。



適格請求書を交付できるのは、登録を受けた適格請求書発行事業者にに限られますが、適格請求書発行事業者の登録を受けるかどうかは事業者の任意です。

ただし、登録を受けなければ、適格請求書を交付することができないため、取引先が仕入税額控除を行うことができませんので、このような点を踏まえ、登録の必要性をご検討ください。

また、適格請求書発行事業者は、販売する商品に軽減税率対象品目があるかどうかを問わず、取引の相手方（課税事業者に限ります。）から交付を求められたときには、適格請求書を交付しなければなりません。

一方で、消費者や免税事業者など、課税事業者以外の者に対する交付義務はありませんので、例えば、顧客が消費者のみの場合には、必ずしも適格請求書を交付する必要はありません。

### ■適格請求書発行事業者の情報の公表方法

適格請求書発行事業者の情報（登録日など適格請求書発行事業者登録簿に記載された事項）は、「国税庁適格請求書発行事業者公表サイト」において公表されます。また、適格請求書発行事業者の登録が取り消された場合又は効力を失った場合、その年月日が「国税庁適格請求書発行事業者公表サイト」において公表されます。具体的な公表情報については、次のとおりです。

#### 法定の公表事項

- ① 適格請求書発行事業者の氏名又は名称
- ② 法人については、本店又は主たる事務所の所在地
- ③ 特定国外事業者以外の国外事業者については、国内において行う資産の譲渡等に係る事務所、事業所その他これらに準ずるものの所在地
- ④ 登録番号
- ⑤ 登録年月日
- ⑥ 登録取消年月日、登録失効年月日

適格請求書発行事業者公表サイトに 屋号（お店の名前）を公表することができます！

**取引先**

請求書に記載された登録番号はインボイス発行事業者として登録されているのかな？ 検索してみよう！

**屋号を公表していない場合**

山田 ●夫の情報  
登録番号 T1234567890123  
氏名又は名称 山田 ●夫  
登録年月日 令和5年10月1日

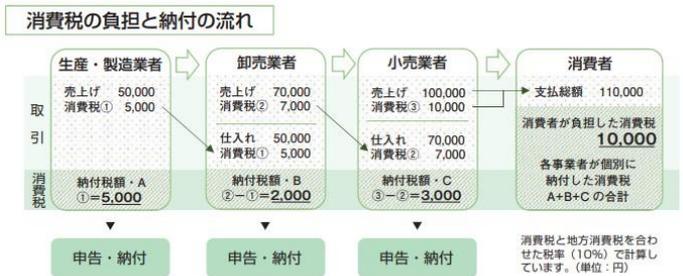
空欄... どの店のものかわからない...

**屋号を公表している場合**

山田 ●夫の情報  
登録番号 T1234567890123  
氏名又は名称 山田 ●夫  
登録年月日 令和5年10月1日  
主な屋号 ■■ 建設

受け取った請求書に記載されたお店の名前が表示されるため、発行したお店が適格請求書発行事業者であるかが分かりやすい。

### ■消費税の計算（仕入税額控除）



課税売上げに係る消費税額から、課税仕入れ等に係る消費税額を差し引いて計算します。

一定の事項を記載した帳簿及び適格請求書などの請求書等の保存が仕入税額控除の要件となります。

免税事業者や消費者など、適格請求書発行事業者以外の者から行った課税仕入れは、原則として仕入税額控除の適用を受けることはできません。

### ■簡易課税制度

一定の場合、簡易課税制度という納税額の計算方法を選択することができます。

簡易課税制度を選択した場合の計算方法

インボイスは保存不要

$$\text{売上げの消費税額} - \text{仕入れや経費の消費税額} = \text{納付する税額}$$

売上税額が分かれば納付税額の計算が可能

$$\text{売上げの消費税額} \times \text{みなし仕入率}$$

簡易課税制度においては、事業形態により、第1種から第6種までの6つの事業に区分し、それぞれの事業の課税売上高に対し、第1種事業については90パーセント、第2種事業については80パーセント、第3種事業については70パーセント、第4種事業については60パーセント、第5種事業については50パーセント、第6種事業については40パーセントのみなし仕入率を適用して仕入控除税額を計算します。

事業区分	みなし仕入率	該当する事業
第1種事業	90%	卸売業(他の者から購入した商品とその性質、形状を変更しないで他の事業者に対して販売する事業)をいいます。
第2種事業	80%	小売業(他の者から購入した商品とその性質、形状を変更しないで販売する事業で第1種事業以外のもの)、農業・林業・漁業(飲食料品の譲渡に係る事業)をいいます。
第3種事業	70%	農業・林業・漁業(飲食料品の譲渡に係る事業を除く)、鉱業、建設業、製造業(製造小売業を含みます。)、電気業、ガス業、熱供給業および水道業をいいます。第1種事業、第2種事業に該当するものおよび加工賃その他これに類する料金を対価とする役務の提供を除きます。
第4種事業	60%	第1種事業、第2種事業、第3種事業、第5種事業および第6種事業以外の事業をいいます。具体的には、飲食店業などです。なお、第3種事業から除かれる加工賃その他これに類する料金を対価とする役務の提供を行う事業も第4種事業となります。
第5種事業	50%	運輸通信業、金融・保険業、サービス業(飲食店業に該当する事業を除きます。)をいいます。第1種事業から第3種事業までの事業に該当する事業を除きます。
第6種事業	40%	不動産業